

豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱

〔平成 18 年 3 月 31 日〕
〔清掃環境部長決定〕

制定	平成 17 年 3 月 31 日
全部改正	平成 18 年 3 月 31 日
改正	平成 27 年 3 月 3 日
改正	平成 27 年 12 月 8 日
改正	令和 3 年 3 月 24 日
改正	令和 6 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物等の解体工事に係る必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係の保持と地域における生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物、その他の工作物をいう。
- (2) 解体工事 建築物等の全部又は一部を取り壊す工事をいう。
- (3) 隣接住民 当該建築物等の敷地境界線から、その建築物等の高さの水平距離の範囲内において居住する者、事業を営む者又は公共施設を管理する者をいう。
- (4) 発注者等 解体工事に関する請負契約の発注者、施工者（元請業者、下請業者及び請負契約によらないで自らその工事をするもの）をいう。
- (5) 紛争 解体工事によってもたらされる騒音、振動、粉じん等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する隣接住民と発注者等との間の紛争をいう。
- (6) 特定建築材料 大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）第 3 条の 3 に定める特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材等（断熱材、保温材又は耐火被覆材をいう。）、石綿を含有する仕上塗材及び石綿含有成形板等）をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、豊島区内で行われるすべての建築物等の解体工事に適用する。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、解体工事が適正に行われるようにするため、発注者等に対し必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(発注者等の責務)

第 5 条 発注者等は、解体工事による紛争を未然に防止するため、周辺的生活環境への配慮に十分努めなければならない。

(周辺の生活環境への配慮)

第6条 発注者等は、解体工事を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項等に配慮しなければならない。

- (1) 解体工事周辺の環境を十分考慮し、騒音、振動及び粉じんの発生の低減に努める。
- (2) 騒音対策及び安全対策のため、仮囲いや養生シート等を設けるよう努める。また、隣接住民の生活が著しく阻害される騒音が発生すると想定される場合は、防音シートや防音パネルを設けるよう努める。
- (3) 表示付の騒音・振動の測定器を設置する場合は、検出器を適切な位置に設置するものとする。
- (4) 建設機械の不要な空吹かし、高負荷運転、連続運転などを行わないよう努める。
- (5) 工事車両の出入りの際には、通行人の安全確保を図るため誘導員を配置するよう努める。
- (6) 工事車両が生活道路を通行する予定がある場合には、事前に当該道路に隣接する住民へ説明するよう努める。
- (7) 万が一紛争が生じたときは、隣接住民の立場を尊重し、誠意をもって対応するとともに速やかに解決するよう努める。
- (8) 特定建築材料及び人体又は環境に有害とされる物質がある場合、適正に処理してから解体工事に着手するものとする。

(掲示)

第7条 発注者等は、解体工事を行おうとするときは、隣接住民への解体工事に係る計画の周知を図るため、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の15第5項の規定による掲示をしなければならない。

- 2 発注者等は、特定建築材料が使用されている建築物等を解体する場合には、前項による掲示に加え、大気汚染防止法施行規則第16条の4第2項ロに規定する事項を表示しなければならない。
- 3 発注者等は、前2項の規定による掲示を解体工事の開始から終了まで工事期間を通して行うこととし、隣接住民が見易いよう適切に維持管理しなければならない。

(説明の実施)

第8条 発注者等は、解体工事を行おうとするときは、解体工事の着工7日前までに解体工事に係る計画の内容について隣接住民に説明しなければならない。

(説明事項)

第9条 前条の規定による説明の内容は、次の各号に掲げる事項等とする。

- (1) 建築物等の規模、構造、作業範囲、隣接建築物等との位置関係の概要
- (2) 工事期間、解体方法、作業時間
- (3) 安全対策、騒音・振動・粉じん等に対する公害防止対策
- (4) 資材、廃材等の搬出経路、工事車両の通行経路
- (5) 建築物等へ特定建築材料が使用されている場合は、除去等作業に関する実施の期間及び作業の方法

(報告の徴収)

第 10 条 区長は、この要綱の施行に必要な限度において、発注者等に対し周辺の生活環境への配慮、掲示、説明の実施その他必要な事項の報告を求めることができる。

付則

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規定（平成 17 年豊島区訓令甲第 2 号）第 3 条および第 4 条の規定により、清掃環境部長の決定区分とする。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から一月後までに着工する解体工事については、第 3 条に定める「適用範囲」および、第 7 条に定める第 1 号様式について、なお従前の例による。

付則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 7 条の規定については、施行の日から 14 日を経過する日以降に着手する解体工事について適用し、同日前に着手した解体工事については、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 7 条の規定については、施行の日から 7 日を経過する日以降に着手する解体工事について適用し、同日前に着手した解体工事については、なお従前の例による。